

第3次男女共同参画計画骨子の修正内容・理由

資料1-2

主要課題	重点目標	修正前	修正後	修正理由
1	(1)-④	-	性暴力への対策の推進	国の第5次基本計画や性犯罪・性暴力対策の強化の方針などの環境変化を踏まえて追加。
1	(1)-⑤	-	インターネット上の女性に対する暴力等への対応	SNSなどのコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性への暴力が多様化している現状を踏まえて追加。
1	(4)	貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等への支援	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	国の第5次基本計画に合わせて修正。
2	(2)	男女共同参画の視点に立った教育の推進	男女共同参画の視点に立った学びの推進	人生100年時代を迎え、単線型の人生設計ではなく、それぞれの人生ステージに応じた働き方、学び方、生き方を選択することが求められており、生涯にわたる学びの重要性が高まっているため。
2	(2)-①	学校教育における男女平等教育の推進	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	同上
3	(1)	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入による女性の参画拡大	行政・民間部門における女性の参画拡大	積極的改善措置の導入だけでなく、エンパワーメント等による参画拡大が必要なため。
3	(1)-③	-	政治分野における男女共同参画の促進	政治分野における男女共同参画推進法が成立し、地方公共団体でも環境整備等に努めることとなっているため。
3	(3)	防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進	防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進	国の第5次基本計画に合わせて修正。
3	(3)-①	防災・減災対策における平常時からの男女共同参画の推進	災害対応における男女共同参画の視点の強化	防災・減災のみならず、復興等を含めた災害対応全般に男女共同参画の視点の強化が求められているため。
4	(1)	男女が共に参画する家庭・地域づくり	男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり	重点目標である家庭生活と仕事、地域活動の両立には職場を欠かすことができないため。

第3次男女共同参画計画骨子の修正内容・理由

資料1-2

主要課題	重点目標	修正前	修正後	修正理由
4	(1)-①	ワーク・ライフ・バランスの推進による働き方の見直し	働き方改革(多様で柔軟な働き方等)によるワーク・ライフ・バランス等の実現	第2次計画以降、働き方改革関連法が施行される等取組が進められており、目的は「働き方の見直し」から「働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスの実現」に変化しているため。また、主要施策4(1)①及び5(2)③を集約。
4	(1)-②	-	男性の家事・育児等の参画推進	家庭と仕事の両立や男女それぞれのワーク・ライフ・バランスの実現には、男性の家事・育児等への参加が重要課題となっているため。
4	(3)	高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる条件整備	高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備	主要課題に合わせて「環境整備」に修正
4	(3)-②	高齢者や障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築	高齢者や障がい者等を地域で支える環境づくり	高齢者や障がい者だけでなく、地域に暮らす全ての人が支え合う環境づくりに総合的に取り組むため。
5		女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し	雇用等における男女共同参画の推進	人生100年時代の働き方暮らし方の変革を見据え、男性の意識改革等ではなく、男女ともに働きたい人全てが働き続け、キャリア形成等の機会を得ながら、能力を発揮することが必要なため。
5	(1)-②	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入促進	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進	国の第5次基本計画に合わせて修正。
5	(3)-①		方針決定過程への女性参画の推進	農山漁村では、現在も固定的な性別役割分担意識が根強く、農業委員や農協等の団体役員や正組合員の多くは男性で占められているため、意思決定に女性の意見が反映されるよう、方針決定過程への女性の参画を推進する必要があるため。
		【主要施策5(3)を再編】		
5	(3)-②		女性が活躍できる環境づくりと意識改革	女性が働きやすい環境の整備や育児・介護等の負担軽減や意識改革を推進し、農林水産経営の持続的な発展を図るとともに、移住者や地域おこし協力隊など農林水産業への関わり方が多様化する女性の支援が必要であるため
推進体制	4	PDCAサイクルによる女性活躍の着実な推進	EBPMに基づくPDCAサイクルの着実な推進	データ等根拠に基づく政策目的を明確にした、PDCAサイクルの推進が必要なため。